

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

昭島市水道部より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の申請期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新の申請期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日から <u>令和2年9月29日まで</u>
H11.4.1～H15.3.31	令和2年9月30日から <u>令和3年9月29日まで</u>
H15.4.1～H19.3.31	令和3年9月30日から <u>令和4年9月29日まで</u>
H19.4.1～H25.3.31	令和4年9月30日から <u>令和5年9月29日まで</u>
H25.4.1～R1.9.30	令和5年9月30日から <u>令和6年9月29日まで</u>

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**ダイレクトメールにて通知**します。

なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●指定更新の要件は**水道法第25条の2(指定の申請)**を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせは  
昭島市水道部 業務課  
TEL: 042-543-6112